

工事請負契約書(案)

1. 工事番号・名称

第19-79380-0001号
船引高校煙突用断熱材除去工事
2. 工事の場所

福島県田村市船引町船引字石崎地内
着 工 令和 年 月 日
3. 工 期

完 成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円 也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円 也
5. 契 約 保 証 金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県田村市船引町船引字石崎15-3
福島県
福島県立船引高等学校長 猪俣 豊

受注者

特約条項

第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。)

第2 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

第3 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、規定を準用する。

第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第5 約款第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第6 約款第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)による改正後の消費税法(昭和63年法律第108号)の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)」として同項を適用する。

第7 令和元年10月1日の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、約款第34条第1項、第3項、第6項、第7項及び第8項中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額(当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」の」としてこれらの規定を適用する。

第8 令和元年10月1日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、約款第37条第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額(平成31年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」と、「請負代金額の」とあるのは「請負代金額(平成31年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」の」と、同条第6項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額(平成31年度における第37条第5項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。)」としてこれらの規定を適用する。